平成２７年（フ）第２３３２号
神奈川県平塚市出縄24番地の４　グリーンピア澤野102号
債務者　小西　里奈
1　決定年月日時　平成28年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第４０号
横浜市緑区寺山町227番地９
債務者　吉田　　哲
1　決定年月日時　平成28年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１４３号
横浜市港北区綱島東３丁目10番41―208号
債務者　井坂　純一
1　決定年月日時　平成28年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第３８６号
愛知県春日井市八田町２丁目３番地３　ロワールＪ・Ｔ102号
債務者　近藤いずみ
1　決定年月日時　平成28年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月20日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月12日午後２時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２８年（フ）第９９号
東京都青梅市東青梅６丁目10番地の２ライオンズマンション東青梅第３　105号
債務者　野口　元気
1　決定年月日時　平成28年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月22日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月22日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第２９号
静岡県浜松市中区成子町121番地　ラ・モンテ成子坂503
債務者　望月　　一
1　決定年月日時　平成28年２月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月22日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月22日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２８年（フ）第３０号
静岡県浜松市北区三幸町178番地の２　エスティーム106号
債務者　鈴木正一こと　馬　　永鶴
1　決定年月日時　平成28年２月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月22日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月22日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２８年（フ）第３号
長崎県雲仙市小浜町北本町157番地３　津田アパート102
債務者　井手上大介
1　決定年月日時　平成28年２月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月22日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月15日午後１時15分
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２８年（フ）第４０号
東京都武蔵村山市緑が丘1460番地13―104
債務者　安東加代子（旧姓鹿沼）
1　決定年月日時　平成28年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月28日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月28日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

破産手続廃止

平成２７年（フ）第８６１号
千葉県市川市東国分１丁目29番８―305号（東国分ロフト）
破産者　早野　　光
1　決定年月日　平成28年２月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第１００９号
最後の住所　千葉県市川市行徳駅前２丁目25番14―206号　（ネオコーポ行徳）
破産者　亡渕田忍相続財産
1　決定年月日　平成28年２月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第５０７号
千葉県市川市田尻１丁目10番20号
破産者　東栄印刷紙器株式会社
1　決定年月日　平成28年２月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第６７３号
千葉市稲毛区あやめ台２番24棟207号
破産者　伊藤　　奏
1　決定年月日　平成28年２月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第６９５号
千葉市中央区生実町2487番地１　310ハイツ生実202号
破産者　桜井　状二
1　決定年月日　平成28年２月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第７７４号
埼玉県久喜市菖蒲町菖蒲569番地１
破産者　株式会社たけし新聞販売
1　決定年月日　平成28年２月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１１０３号
さいたま市岩槻区大字本宿222番地２
破産者　有限会社グラン・ディオーズ
1　決定年月日　平成28年２月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第２３２号
千葉県山武郡横芝光町宮川6975番地１
破産者　ユース株式会社
1　決定年月日　平成28年２月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係